

久喜市教育委員会令和3年6月定例会

開催月日 令和3年6月22日（火曜日）
開催場所 鷲宮総合支所4階 407・408会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時03分

久喜市教育委員会令和3年6月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
 - ア 久喜市スクール・サポート・スタッフ規則について
 - イ 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について
 - ウ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
- 第 4 議事
 - 議案第29号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について
 - 議案第30号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問について
 - 議案第31号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について
- 第 5 その他
次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、追加議案書、教育長報告
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

教育長職務代理者 榎 本 英 明
委員 山 中 大 吾

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 吉 澤 勉
参事兼教育総務課長 榊 原 俊 彦
参事兼指導課長 川羽田 恵 美
参事兼中央公民館長 須 田 諭
学務課長 関 口 智 彰
学校給食課長 折 原 誠
生涯学習課長 坂 東 勝 則
文化財保護課長 堀 内 謙 一
スポーツ振興課長 鈴 木 洋 寿

教育総務課

課長補佐兼係長 森 田 和 美
担当主査 関 口 慎 吾

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆さん、こんにちは。

新型コロナウイルス感染症でございますが、学校、幼稚園等のご努力、また保護者や地域のご協力によりまして、幼児、児童生徒への感染はかなり抑えられていると思います。過日の久喜市新型コロナウイルス対策本部におきまして、市主催事業につきましては、原則として感染防止対策を講じることを条件に再開する取扱いに変更されました。ワクチン接種も軌道に乗ってきたとはいえ、埼玉県におけるまん延防止等重点措置は、さいたま市、川口市に限定されましたが、7月11日まで期間が延長されておりますので、今後も気を緩めることなく取り組んでいくことが重要だと思います。

7月7日には、鷲宮神社神楽殿前から加須市川口コミュニティセンターまで、東京2020オリンピック聖火リレーが実施され、明日への希望の象徴、オリンピックへの機運が高まってくるものと考えております。

それでは、ただいまより始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定でございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和3年6月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案2件、教育長報告3件を予定しておりましたが、1件の追加議案がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第31号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命についてを本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと存じます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名させていただきます。

本日は、榎本委員と諸橋委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査をお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和3年5月21日に開催いたしました令和3年5月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

○教育長（柿沼光夫） 日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからウの3件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市スクール・サポート・スタッフ規則についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 初めに、ア、久喜市スクール・サポート・スタッフ規則についての報告でございます。

久喜市では、スクール・サポート・スタッフについて、令和2年度まで謝礼対応としておりました。昨年11月上旬に、令和3年度配置意向に関する埼玉県の調査がございました。その依頼において、令和3年度以降の補助対象は報酬職のものと記述があり、問い合わせたところ、報酬職とすることが望ましい、謝礼では補助対象にならないと回答がございました。これを受け、人事課及び財政課に相談をし、スクール・サポート・スタッフを久喜市会計年度任用職員として任用することとしたため、規則が必要となるものです。

また、スクール・サポート・スタッフを会計年度任用職員として任用するために、規則制定後に久喜市ホームページで募集し、面接を実施します。採用に向け、募集期間及び面接期間を確保するため、久喜市教育委員会会議規則第13条により、教育長専決をもって令和3年6月定例会前の6月14日月曜日に公布させていただき、同日よりホームページで募集をかけておりますことを報告させていただきます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

榎本委員。

- 教育長職務代理者（榎本英明） 現状、何人ぐらいが応募されていますか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 現在のところホームページに載せていて、選考に対する申込みは6月30日水曜日から、こちらの鷲宮総合支所に書類を持って来庁していただくということになっています。6月30日に何人ぐらいいらっしゃるかというところが見えてくるところではございますが、電話では数件の問合せが来ているところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいですか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。
◎教育長報告 イ
- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則についての報告でございます。
報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。
教育総務課長。
- 参事兼教育総務課長（榑原俊彦） 教育長報告イの久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。
教育長報告書3ページから4ページを御覧ください。このたびの改正は、職名の追加でございます。教育長報告アでご報告いたしましたスクール・サポート・スタッフを会計年度任用職員として採用するに当たり、別表第1にスクール・サポート・スタッフの職を追加するものでございます。
なお、本規則につきましては、教育委員会のご議決を必要とするものでございますが、公布を予定しておりました日が令和3年6月14日であり、緊急に処理する必要が生じたことから、久喜市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により、教育長専決にて実施したものでございます。
報告は以上でございます。
- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しましてご質問をお受けいたします。
小野田委員。
- 委員（小野田真弓） スクール・サポート・スタッフは、教員の免許を持っている方ですか。持っていなくてもなれるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 教員の免許の有無は問いません。
- 教育長（柿沼光夫） 小野田委員。
- 委員（小野田真弓） 1級14号というのは、わりと号給が高いので、教員免許持っている方なのかなと思ったのですが、有無は問わないということで、実際にはどのぐらいになるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 昨年までの謝金におきましては、時給にすると930円ということで実施させていただいておりました。今回制度が変わりまして会計年度任用職員の職種の基本額から時給に換算しますと1,050円になります。これは県内の状況をみて設定したものでございます。それ以外に期末手当や費用弁償が支給されるという形でやらせていただくところでございます。

1か月に換算しますと、1週間あたり4日以内、1日3時間ということでございますので一日3,150円、それが4回なので週12,600円ということで、月当たり50,000円前後になると思います。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問がないようですので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告ウ、議案第29号及び議案第31号につきましては人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、これより会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休 憩

午後 1時42分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） それでは、ウ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

以上で教育長報告を終了いたします。

○教育長（柿沼光夫） 日程第4、議事に入ります。

◎議案第29号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第29号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第29号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

次の議案第 30 号につきましては公開案件でありますことから、一旦会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 6 分 休 憩

午後 1 時 4 6 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第 30 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 30 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 3 ページを御覧ください。

議案第 30 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 30 号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問について
につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立菖蒲中学校（統合による新校）の通学区域について及び久喜市立上内小学校の通学区域に関する特例措置について、別紙のとおり久喜市立小・中学校学区等審議会へ諮問したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第 30 号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問についてご説明を申し上げます。

議案書の 4 ページを御覧いただきたいと存じます。あわせて、議案参考資料の 1 ページを御覧いただきたいと存じます。議案書の 4 ページにつきましては諮問案でございますが、こちらに記載しておりますとおり、2 点の事項について学区等審議会に諮問させていただきたいという内容でございます。

まず、(1)、久喜市立菖蒲中学校（統合による新校）の通学区域についてでございます。統合による新校、久喜市立菖蒲中学校につきましては、現在の菖蒲中学校と菖蒲南中学校を統合し、令和 4 年 4 月 1 日の開校を予定していることから、統合に伴う通学区域について同審議会に諮問させていただきたいと考えております。

なお、現在の両校の通学区域につきましては、議案参考資料の 1 ページ目、久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の下のほうになりますが、別表第 2 に記載のとおりでございます。同審議会の事務局である学務課といたしましては、こちらの別表第 2 を改正し、新たな学区を規定させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、議案書に戻りまして、議案書 4 ページの (2)、久喜市立上内小学校の通学区域に関する特例措置についてでございます。久喜市立上内小学校を休校とする方針

につきましては、教育委員会令和3年4月定例会におきましてご審議いただきまして、可決され、正式に決定したところでございます。上内小学校は、あくまで休校という扱いでございますので、現時点では学校を統廃合するものではないことから、こうした場合の通学区域の規定の仕方につきまして、既に休校措置を実施している熊谷市や本庄市の例を確認したところ、通学区域に関する規則に附則として特例措置を規定して対応しております。そのため本市におきましても同様の方法、すなわち附則に特例措置を規定するという方法により対応してよいか、こちらも学区等審議会に諮問させていただきたいと考えております。

なお、現在の両校の通学区域につきましては、議案参考資料1ページ目の中段になりますが、別表第1に記載のとおりでございます。

以上2点につきまして、学区等審議会に諮問してよいか、ご議決をいただきたいという内容の議案でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第30号について質疑をお受けいたします。

榎本委員。

○教育長職務代理者（榎本英明） 2つあるのですけれども、(1)の菖蒲中学校のほうなのですが、今の説明だと通学区域がかなりの広範囲になると思いますので、江面小学校のようなバス通学の予定というのが、現状どうなっているかというのが1点です。それから、上内小学校のほうの休校の件ですが、休校から統廃合になる期間について、来年1年間だけが休校で、その後統廃合となるのか、休校というのを何年間も続けてやるのか、予定を教えてください。今まで統廃合が決まった学校に関しては、学務課さんのほうで一日でも一年でも早くということで説明会を設けて進めていたと思いますが、休校ということであれば、統廃合が即座にオーケーということだと思っておりますが、その辺のタイミングというのをどのように考えていますでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） まず、1点目、菖蒲中学校のスクールバスの関係でございます。

こちらにつきましては、まだ予算計上等がこれからでございますので、確定ということではございませんが、私どもといたしましては、スクールバスを運行して、栢間地区、稲穂通りの南側のあたりはかなり遠い部分なのでございますけれども、そちらの生徒さんについて、スクールバスを利用できるような形で、今準備を進めておるところでございます。こちらにつきましては、江面第二小学校の区域も同じようにスクールバスでの対応を行いましたので、基本的にはスクールバスでの通学という形を実現したいと考えておるところでございます。

2点目でございます。休校措置がいつまで続くのかというところでございます。学校の統廃合につきましては、もちろん私どもとしてはなるべく早めにとりあえずという考え方は持っているのですが、一方で地元の方の合意形成が非常に重要になってくるというふうな考え

てございます。事あるごとに私どものほうでもご説明はしておるところなのですが、上内小学校の保護者様はそれほどでもないのですけれども、驚宮小学校の保護者様からいろいろな意見が出ているということでございます。今ここで、いつまでということは申し上げることができなくて大変申し訳ないのですけれども、そこをなるべく皆様が合意できるような形で、丁寧に説明を進めさせていただきたいと考えてございます。

○教育長（柿沼光夫） 榎本委員。

○教育長職務代理者（榎本英明） ありがとうございます。菖蒲中学校に関しては、中学生だから相当の距離を自転車で来る方が多くなると思うので、それほど心配はしていませんが、今後の統廃合の検討に小林小学校と栢間小学校が入っているので、そこを見越していただいて、その辺に住んでいらっしゃる保護者向けに、中学校の統廃合でもスクールバスでの対応をしたという既成事実を残しておくのが、先ほど言った丁寧な説明になるのではないかと思います。

また、上内小学校のほうに関しては、上内小学校側ではなく驚宮小学校側だとは思っていませんでしたが、とはいえ4月1日からは上内小学校の児童は驚宮小学校に入っていくということになりますので、保護者の衝突がなければいいと思うのですけれども、その辺はぜひ丁寧な説明をしていただいて、後々尾を引かないようによろしくお願いします。以上です。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

諸橋委員。

○委員（諸橋美津子） 先ほどの上内小学校の休校措置について、受入先の驚宮小学校のほうではおおむね受入れに賛成というふうに前回伺っていましたが、今のお話ですといろいろな意見があるということで、具体的にどんな意見があるのかというのを聞かせていただけますか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 私の説明が足りなくて申し訳ございませんでした。まず、上内小学校の児童を受け入れるということに関しては、保護者から反対の意見が出ていることはございませんので、その点についてはご安心いただければと思います。私のほうが聞いている話では、統廃合という形になりますと、江面小学校でもそうだったので、基本的には、両方の学校を廃校にして新校をつくるという形になるわけでございます。そうなりますと、驚宮小学校の保護者の方の中には、驚宮小学校が歴史が古くて伝統のある学校ですので、それが廃校になって新しくなるというところが、心理的に抵抗があるといえますか、その方法だと難しいというような意見があるかと伺っております。ですので、児童の受入れというよりは、歴史のある学校の伝統を絶やしたくないというようなご意見があるということをお伺いしております。その辺りをなるべく丁寧にご説明しながら、理解を得ていきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第31号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 1時58分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第31号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第31号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の1ページを御覧ください。

議案第31号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休 憩

午後 2時01分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について事務局より説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

次回は、令和3年7月20日火曜日、午後1時半から、会場は、鷺宮総合支所4階、407・408会議室で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は7月20日火曜日、時間は午後1時30分から、会場は鷺宮総合支所407・408会議室とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 2時03分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和3年6月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和3年7月20日

教育長 柿 沼 光 夫

委員 榎 本 英 明

委員 諸 橋 美津子